

改正

令和3年3月24日告示第53号

令和3年12月28日告示第290号

多治見市セラミックバレー創作活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の活性化及び人口減少対策並びに地域ブランド「セラミックバレー」の振興を図るため、多治見市陶磁器意匠研究所又は多治見工業高等学校専攻科の修了生で、市内に居住し、かつ、陶芸に関する創作活動（以下「創作活動」という。）を実施したものに対する家賃及び市内貸工房の使用料に係る補助金の交付に関し、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号）第20条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多治見工業高等学校専攻科 岐阜県立高等学校管理規則（昭和39年岐阜県教育委員会規則第3号。以下「管理規則」という。）に規定する岐阜県立多治見工業高等学校専攻科陶磁科学芸術科をいう。
- (2) 修了生 多治見市陶磁器意匠研究所研究生養成規則（昭和34年規則第19号。以下「養成規則」という。）第2条第1項に規定する研究生の養成コース又は多治見工業高等学校専攻科を修了した者をいう。
- (3) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料（管理費、共益費、駐車場料金等を除く。）の月額をいう。
- (4) 民間賃貸住宅 多治見市内に所在する賃貸住宅（公営住宅を除く。）
- (5) 貸工房 創作活動をするために貸し出されている多治見市内に所在する建築物等又は工房として利用可能な倉庫等の建築物等（住居として利用するものを除く。）をいう。
- (6) 貸工房使用料 貸工房の賃貸借契約に定められた賃借料（光熱水費、駐車場料金等を除く。）の月額をいう。
- (7) 修了年度 養成規則第2条第2項に規定する養成期間の最終年度又は管理規則第14条第1項の規定により修了を認定された年度をいう。
- (8) 作品発表 展示会、公募展への応募、ウェブサイト上での掲載、作品販売等をいう。

(補助事業)

第3条 補助事業は、次の各号に掲げる事業とし、その事業内容は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 家賃補助事業 民間賃貸住宅の一部を工房スペースとして使用可能又は民間賃貸住宅に付属する建物が工房として利用可能な当該民間賃貸住宅の家賃の一部を補助するもの
- (2) 家賃及び貸工房使用料補助事業 民間賃貸住宅の家賃及び貸工房使用料の一部を補助するもの
- (3) 貸工房使用料補助事業 貸工房使用料の一部を補助するもの

(対象者等)

第4条 補助金の対象となる修了生は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 第5条第1項及び第2項に規定する補助金交付の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）中、市内に住所を有する者。ただし、多治見市陶磁器意匠研究所又は多治見工業高等学校専攻科に在籍中の者を除く。
- (2) 対象期間内に民間賃貸住宅内又は貸工房で創作活動を実施し、作品発表をした者
- (3) 作品発表時に多治見市又は多治見市陶磁器意匠研究所の周知に努めた者
- (4) 補助事業に係る民間賃貸住宅の賃貸住宅契約者又は貸工房の貸工房契約者本人であること。
- (5) 補助事業に係る民間賃貸住宅又は貸工房の貸主が、2親等以内の親族でないこと。
- (6) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 多治見市正規職員でないこと。ただし、貸工房使用料補助事業を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、補助の対象としない。

- (1) この要綱以外の家賃補助制度に基づき補助金等を受けた者

- (2) 本市における市税、国民健康保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料に滞納がある者。ただし、市長に対して分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める者を除く。

(補助金交付の対象期間)

第5条 補助事業に対する補助金交付の対象期間（以下「補助対象期間」という。）は、次に掲げる期間とする。

- (1) 在籍中から市内に住所を有する者は、修了年度の翌年度4月1日から連続した1年間とする。
(2) 修了後市内に転入する者は、転入した日から連続した1年間とする。ただし、修了年度の翌年度4月1日から10年以内に転入する者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する期間の途中から補助事業に係る民間賃貸住宅の賃貸住宅契約者又は貸工場の貸工房契約者になった場合、補助対象期間は、契約者になった日から連続した1年間とする。ただし、家賃及び貸工房使用料補助事業においては、当該民間賃貸住宅の契約日以降に当該貸工場の賃貸借契約を行った場合、当該民間賃貸住宅の契約者になった日から連続した1年間とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 家賃補助事業 1万円又は家賃の2分の1のいずれか低い額に補助対象期間中の賃借月数を乗じて得た額から住宅手当相当額を減じた額
(2) 家賃及び貸工房使用料補助事業 1万円又は家賃の2分の1のいずれか低い額に補助対象期間中の賃借月数を乗じて得た額から住宅手当相当額を減じた額に、1万円又は貸工房使用料の2分の1のいずれか低い額に補助対象期間中の賃借月数を乗じて得た額を加えた額
(3) 貸工房使用料補助事業 1万円又は貸工房使用料の2分の1のいずれか低い額に補助対象期間中の賃借月数を乗じて得た額

2 前項の規定に関わらず、賃借の開始又は終了により、賃借日数が1月に満たない月がある場合は、当該月分については、当該月分の家賃又は貸工房使用料として実際に支払った額により計算する。

3 同じ月に2箇所以上の家賃又は貸工房使用料が発生した場合、補助の対象は、それぞれ1箇所のみとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金を受けようとする者は、補助対象期間終了後30日を経過する日まで（家賃及び貸工房使用料補助事業において、当該貸工場の使用契約日以降に当該民間賃貸住宅の契約を行った場合は、当該民間賃貸住宅の家賃に係る補助対象期間終了後30日を経過する日まで）に、多治見市セラミックバレエ創作活動支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
(2) 民間賃貸住宅及び貸工房使用に関する賃貸借契約書等
(3) 家賃及び貸工房使用料の支払金額がわかるもの
(4) 補助対象期間中の住宅手当受給の金額がわかるもの（貸工房使用料補助事業を除く。）
(5) 創作活動及び作品発表の成果がわかる資料
(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、補助金交付の適否を決定し、多治見市セラミックバレエ創作活動支援補助金交付決定通知書（別記様式第2号）又は多治見市セラミックバレエ創作活動支援補助金交付申請却下通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知する。

(補助金の交付請求)

第9条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の日以後30日以内に多治見市セラミックバレエ創作活動支援補助金交付請求書（別記様式第4号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者に虚偽の申請があった場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に支払

った補助金がある場合は、その全部を返還させるものとする。

(その他)

第11条 補助金の交付に関し、この要綱に定めのない事項については、多治見市補助金等交付要綱(平成8年告示第29号)の定めるところによる。

附 則

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行し、平成30年度研究生養成コース修了生に係る補助金について適用する。
- 2 多治見市補助金等交付要綱(平成8年告示第29号)の一部を次のように改正する。
別表1 7 商工の款に次のように加える。

6	多治見市陶磁器意匠研究所修了生創作活動支援事業				
1	多治見市陶磁器意匠研究所修了生創作活動支援事業				
1	多治見市陶磁器意匠研究所修了生創作活動支援事業				
1	家賃・貸工房使用料補助事業	市の多治見市陶磁器意匠研究所修了生創作活動支援補助金交付要綱による。	要綱による。	要綱による。	要綱による。

附 則 (令和3年3月24日告示第53号)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の多治見市セラミックバレー創作活動支援補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、平成30年度研究生養成コース修了生又は令和2年度多治見工業高等学校専攻科修了生に係る補助金から適用する。
- 3 平成30年度研究生養成コース修了生で、令和2年3月1日から同月31日までに転入したものに對する改正後の要綱第7条及び別記様式第1号の規定の適用にあつては、改正後の要綱第7条中「補助対象期間終了後30日を経過する日」とあるのは「令和3年4月30日」と、「家賃に係る補助対象期間終了後30日を経過する日まで」とあるのは「家賃に係る補助対象期間終了後30日を経過する日まで。ただし、その日が令和3年4月30日より前の場合は、令和3年4月30日まで」と、改正後の要綱別記様式第1号中「対象期間を経過した日から30日以内」とあるのは「対象期間を経過した日から30日以内(その日が令和3年4月30日より前の場合は、令和3年4月30日まで)」と読み替えて適用するものとする。
- 4 多治見市補助金等交付要綱(平成8年告示第29号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和3年12月28日告示第290号)

- 1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に提出されている改正前の各告示の規定による様式(以下「旧様式」という。)により現に提出されている文書は、改正後の各告示の規定による様式により提出されている文書とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に存する旧様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第7条関係）

多治見市セラミックバレー創作活動支援補助金交付申請書

年 月 日

多治見市長

申請者 住 所
氏 名

(※)

(※)本人が自署しないときは、押印してください。

電話番号

多治見市セラミックバレー創作活動支援補助金の交付を受けたいので、多治見市セラミックバレー創作活動支援補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、補助金交付申請に当たり、市税等の納付状況を多治見市が確認することに同意します。

住宅手当の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（月額 _____ 円）
家賃補助申請額	_____ 円 （家賃月額／ _____ 円）
貸工房使用料補助の対象となる期間	年 月 日 ~ 年 月 日
貸工房使用料補助申請額	_____ 円 （使用料月額／ _____ 円）
本補助金以外の家賃補助制度による受給	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（制度名： _____）
民間賃貸住宅又は貸工房の貸主について	<input type="checkbox"/> 2親等以内の親族ではない

添付書類

- (1) 住民票の写し
- (2) 民間賃貸住宅及び貸工房使用に関する賃貸借契約書等
- (3) 家賃、貸工房使用料の支払金額がわかるもの
- (4) 補助対象期間中の住宅手当受給の金額がわかるもの（貸工房使用料補助事業を除く。）
- (5) 創作活動及び作品発表の成果がわかる資料
- (6) その他市長が必要と認める書類

※ この申請書は、対象期間を経過した日から30日以内に提出してください。

年 第 号
月 日

様

多治見市長

印

多治見市セラミックバレー創作活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日申請のあった多治見市セラミックバレー創作活動支援補助金の交付について、多治見市セラミックバレー創作活動支援補助金交付要綱第8条の規定により、交付を決定したので通知します。

多治見市セラミックバレー創作活動支援補助金決定額

円

※交付請求書は、交付決定の日以後30日以内に提出してください。

年 第 号
月 月 日

様

多治見市長

印

多治見市セラミックバレー創作活動支援補助金交付申請却下通知書

年 月 日申請のあった多治見市セラミックバレー創作活動支援補助金の交付について、多治見市セラミックバレー創作活動支援補助金交付要綱第8条の規定により、申請を却下することになりましたので、通知します。

却下の理由	
-------	--

様式第4号（第9条関係）

多治見市セラミックバレー創作活動支援補助金交付請求書

年 月 日

多治見市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号による多治見市セラミックバレー創作活動支援補助金を交付願いたく、多治見市セラミックバレー創作活動支援補助金交付要綱第9条の規定により、次の通り請求します。

請 求 金 額	円
---------	---

振込先

金融機関名	銀行 本店 信用金庫 農業協同組合 支店
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※この請求書は、交付決定の日以後 30 日以内に提出してください。